

兵庫県弓道連盟 国民スポーツ大会選手選考規則

(目的)

第1条 この規則は、国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）に出場する選手の公正かつ公平な選考を行なうための基準および手続き等を定めることを目的とする。

(国スポ選手の参加資格)

第2条 兵庫県弓道連盟（以下「本連盟」という。）は、修練を積んだ実力のある国スポ選手（「国スポ正選手、予備登録選手を含む」以下同じ。）を決定するための選考を実施するものとし、その参加資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本連盟の会員であること。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会の定める国スポ参加資格を有していること。
- (3) 国スポ候補選手選考後において本連盟が実施する強化練習、強化合宿等（以下「強化練習等」という。）、国スポ近畿ブロック大会および国スポ本大会に参加できること。

(選考方法)

第3条 少年の部の国スポ選手の選考は、兵庫県高等学校体育連盟弓道専門部に一任する。

2 成年の部の国スポ候補選手および国スポ選手の選考は、前条に規定する参加資格を満たし、国スポ出場意向を持つ者を対象に、国スポ候補選手選考会（以下「選考会」という。）および強化練習等を実施して行なうものとする。

- (1) 選考会
選考会は毎年2月頃に開催する。
- (2) 強化練習等
前号の選考会で選考された国スポ候補選手を対象に強化練習等を開催する。

(選考基準)

第4条 国スポ候補選手および国スポ選手の選考にあたっては、次条に定める選考委員会において、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行なう。

- (1) 選考会および強化練習等における近的競技および遠的競技の成績
 - (2) 競技における射形、会相、的中させる離れなど技術面の評価
 - (3) 国スポ近畿ブロック大会および国スポでの上位入賞の可能性
 - (4) 前年の国スポの出場者、過去の国スポの出場経験者、各種全国大会での成績
 - (5) 県内の各種大会、射会での成績
 - (6) 本連盟の規約に照らして、兵庫県の国スポ候補選手および国スポ選手として品位を損なわないこと
- 2 国スポ候補選手の選考にあたっては、前項の選考基準に加え、次年度以降の国スポ選手としての出場可能性を勘案して選考することができる。

(選考委員会)

第5条 成年の部の国スポ候補選手および国スポ選手の選考は、選考委員会により行なう。

- 2 選考委員会は、本連盟の会長、副会長および会長が指名する本連盟役員により構成するものとする。
- 3 選考委員会においては、前条の選考基準をもとに、総合的に判断して、国スポ候補選手

は男女各6名以上、国スポ選手は男女各5名以内を選考する。ただし、選考会参加人数が選考予定人数に満たない場合はその限りではない。

- 4 選考委員会は、前項により選考された者が兵庫県弓道連盟倫理規程に違反していることが判明した場合は、国スポ選手の決定を取り消す等の措置を取ることができる。

(欠員等の補充等)

第6条 国スポ候補選手および国スポ選手の決定後に選手が欠員となった場合は、改めて選考委員会を開催し、補充する選手を選考することができる。

- 2 新年度新規県連登録者等から申し出があり、会長が必要と認めた場合には、当該選手を強化練習等に参加させたうえで、選考委員会を開催し、国スポ候補選手に追加することができる。

(その他)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会及び評議員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、令和6年4月6日から施行する。